

改正

平成6年4月1日規則第21号

平成12年4月24日規則第70号

平成13年3月29日規則第22号

平成17年9月22日規則第82号

平成24年3月8日規則第7号

令和4年2月28日規則第8号

宮崎県林業総合センター管理規則をここに公布する。

宮崎県林業技術センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。）

第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県林業技術センターの研修館、研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場（以下「研修館等」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所期間等)

第2条 研修館等の開所期間及び開所時間は、次のとおりとする。

区分	開所期間	開所時間
研修館等（研修寮を除く。）	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで
研修寮	同	午前0時から午後12時まで

2 前項の規定にかかわらず、宮崎県林業技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、臨時に開所期間又は開所時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 研修館等（体験の森、森林植物園及び親水広場を除く。）の休所日（以下「休所日」という。）は、次のとおりとする。

区分	休所日
研修館、研修寮	宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項

	第1号及び第2号に規定する県の休日
森の科学館	月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、臨時に休所日に開所し、又は開所日に休所することができる。

（利用の禁止又は制限）

第4条 所長は、研修館等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は研修館等に関する工事のためやむを得ない場合においては、研修館等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、研修館等の利用を禁止し、又は制限することができる。

（利用の申込み等）

第5条 森林、林業、林産業等に関する知識及び技術の修得を目的とする研修のために施設を利用しようとする者は、施設を利用しようとする日の10日前までに、施設利用申込書（別記様式第1号又は別記様式第2号）を所長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、所長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 研修寮を利用することができる者は、前項の研修を受講し、宿泊を要する者に限るものとする。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第6条 所長は、前条の規定により利用の申込みがあったときは、その可否を決定し、利用を許可したときは、施設利用許可書（別記様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第7条 前条の許可を受けた者が、利用の取消しをしようとするときは、利用を開始しようとする日の前日までに、施設利用取消届出書（別記様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（入所の制限）

第8条 所長は、研修館等に入所しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入所を拒否することができる。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 施設又は附属物をき損するおそれがあるとき。
- （3） 設置目的に反する利用をするおそれがあるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、入所させることが適当でないとき。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第9条 条例第10条の規定により、研修館等のうち、研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場（以下「森とのふれあい施設」という。）の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項中「宮崎県林業技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは」とあり、及び第3条第2項中「所長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ所長と協議の上」と、第4条中「所長」とあるのは「指定管理者」と、「区域を定めて」とあるのは「あらかじめ所長と協議の上区域を定めて」と、第5条から第7条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と、前条中「所長」とあるのは「指定管理者」と、「入所を拒否する」とあるのは「あらかじめ所長と協議の上入所を拒否する」と読み替えるものとする。

(利用料金の支払)

第10条 指定管理者による管理の場合、利用者は、当該指定管理者に森とのふれあい施設に係る利用料金（条例第10条の5第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 条例第10条の2第1項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式第5号）によるものとする。

2 条例第10条の2第1項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (3) 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類
- (4) 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の管理の基準)

第12条 条例第10条の4の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守すること。
- (2) 利用者に対し、適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) その他知事が必要と認める基準

(利用料金の承認)

第13条 指定管理者は、条例第10条の5第3項に規定する知事の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(別記様式第6号)に歳入歳出見込書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(協定書の締結)

第14条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 条例第10条の3各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項
- (2) 第12条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森とのふれあい施設の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告書等の提出)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後1月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 森とのふれあい施設管理事業実績報告書(別記様式第7号)
- (2) 森とのふれあい施設管理事業利用料金収入明細書(別記様式第8号)
- (3) 森とのふれあい施設管理事業収支決算書(別記様式第9号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、森とのふれあい施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第17条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、研修館等の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第21号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月24日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日規則第82号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、この規則による改正後の宮崎県林業技術センター管理規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により、宮崎県林業技術センター所長（以下「所長」という。）がした処分、手続その他の行為又は所長に対してされた手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月8日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条、別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第15条の規定は、平成24年度以降の指定管理者について適用し、平成23年度の指定管理者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月28日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙

は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

利 用 人 員	修	中 研 修 室										
	館	小 研 修 室										
	研修寮（宿泊室）											
注意事項 1 利用施設欄は、該当するものに○印をしてください。 2 研修室の利用は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）で定める使用料が必要です。 研修室の使用料は、使用料及び手数料徴収条例で定める金額の宮崎県収入証紙を、この用紙の右上の貼り付け欄に貼り付けて申し込んでください。 3 宿泊室の利用は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項に規定する利用料金が必要です。 宿泊室の利用料金は、別に定められた金額を退所までに納入してください。 4 宿泊室の申込みは、宿泊者名簿を添付してください。 5 ※印の欄は、記入しないでください。												
※受付年月日 年 月 日			※許可年月日 年 月 日				※許可番号 第 号					

様式第2号（第5条関係）

施設利用申込書

宮崎県林業技術センター所長
（指定管理者）

殿
様

年 月 日

（電話番号 ）

申込者 住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名）

宮崎県林業技術センターの下記施設を利用したいので、宮崎県林業技術センター管理規則第5条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

利用施設	森の科学館	講義室		実験実習室		木工実習室						
	体験の森		森林植物園		親水広場							
	研修寮											
利用の日時	月 日 時から 月 日 時まで (研修寮の場合：泊)											
研修の内容												
団体利用の場合の責任者（引率者）	住所 (電話番号) 氏名											
利用人数等	区分	小・中学生		高校・大学生		20歳未満		20歳以上		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
	森の科学館	講義室										
		実験実習室										
		木工実習室										
研修寮（宿泊室）												
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用施設欄は、該当するものに○印をしてください。 2 宿泊室の利用は、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項に規定する利用料金が必要です。 3 宿泊室の利用料金は、別に定められた金額を退所までに納入してください。 4 宿泊室の申込みは、宿泊者名簿を添付してください。 5 ※印の欄は、記入しないでください。 												
※受付年月日 年 月 日				※許可年月日 年 月 日				※許可番号 第 号				

様式第3号（第6条関係）

施設利用許可書

許可番号
年 月 日

殿

宮崎県林業技術センター所長 印
(指定管理者 印)

下記施設の利用を許可します。

利用施設	
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
研修内容	
許可条件	

様式第4号（第7条関係）

施設利用取消届出書

年 月 日

宮崎県林業技術センター所長 殿
(指定管理者 様)

(電話番号)

住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で許可された下記施設の利用を取り消したいので、届け出ます。

利用取消施設	
取消理由	

様式第5号（第11条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
申請者 法人（団体）名
代表者氏名

宮崎県公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第6号（第13条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地

申請者 法人（団体）名

代表者氏名

公の施設に関する条例第10条の5第3項の規定により、宮崎県林業技術センター研修寮の利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

利用料金の額

区 分	限 度 額（円）	利 用 料 金（円）	備 考
研修寮			

（添付資料）

歳入歳出見込書

様式第7号（第15条関係）

年度 森とのふれあい施設管理事業実績報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

指定管理者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

年度における宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）の管理事業実績について、宮崎県林業技術センター管理規則第14条の規定により、次のとおり報告します。

1. 一般来所者

管理施設名称	来 所 者	利用者数	摘 要
		人	

2. 行 事

計 画	実 績	増減	摘 要
回	回		

内 容

月 日	行 事 名	内 容	参加人数

3. 施設管理

区 分	森の科学館	研修宿泊棟	見 本 林	樹 木 園	親水広場	体験の森	備 考
除 草	計画	回	回	回	回	回	
	実施	回	回	回	回	回	
薬 剤 防 除	計画	回	回	回	回	回	
	実施	回	回	回	回	回	
施 肥	計画	回	回	回	回	回	
	実施	回	回	回	回	回	
剪 定	計画	回	回	回	回	回	
	実施	回	回	回	回	回	
芝 刈 下 刈	計画	回	回	回	回	回	
	実施	回	回	回	回	回	
歩 道 補 修	計画	m	m	m	m	m	
	実施	m	m	m	m	m	
清 掃	計画	回	回	回	回	回	
	実施	回	回	回	回	回	
その他	計画						
	実施						

4. 研修寮運営

区 分	計 画	実 績	備 考
	回	回	

5. 広報活動

区 分	計 画	実 績	備 考

6. その他

様式第8号 (第15条関係)

年度 森とのふれあい施設管理事業利用料金収入明細書

年 月 日

宮崎県知事 殿

指定管理者 所在地
法人(団体)名
代表者氏名

1 宿泊室利用料金年間収入額

(単位:円)

区 分	利用料金延べ数量(泊)	単価(円/人・泊)	金 額	備考
宿泊者数				

2 宿泊室利用料金月別収入額

(単位:円)

年 月	宿泊数 (全体)	宿泊数 (利用料金納入者)	単価(円/人・泊)	金額	備考
合 計					

